

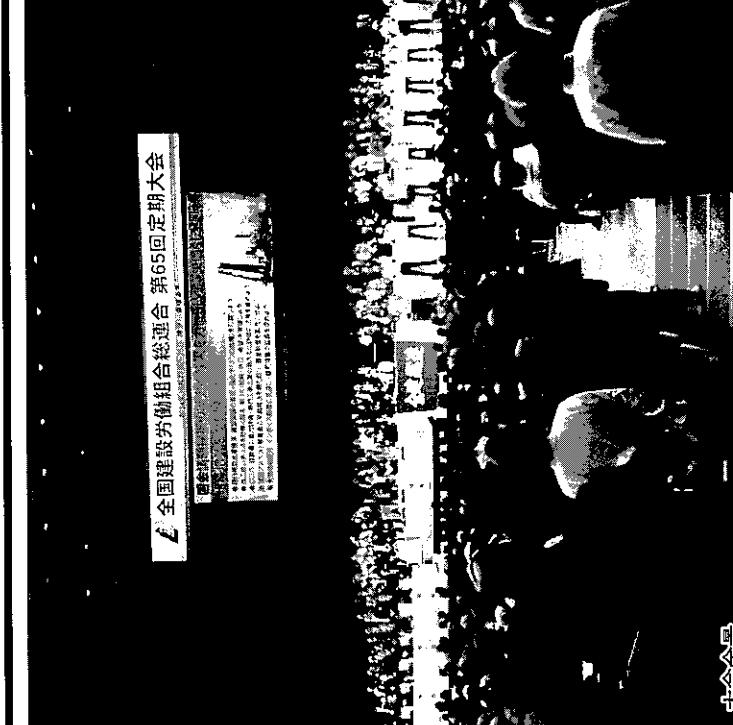
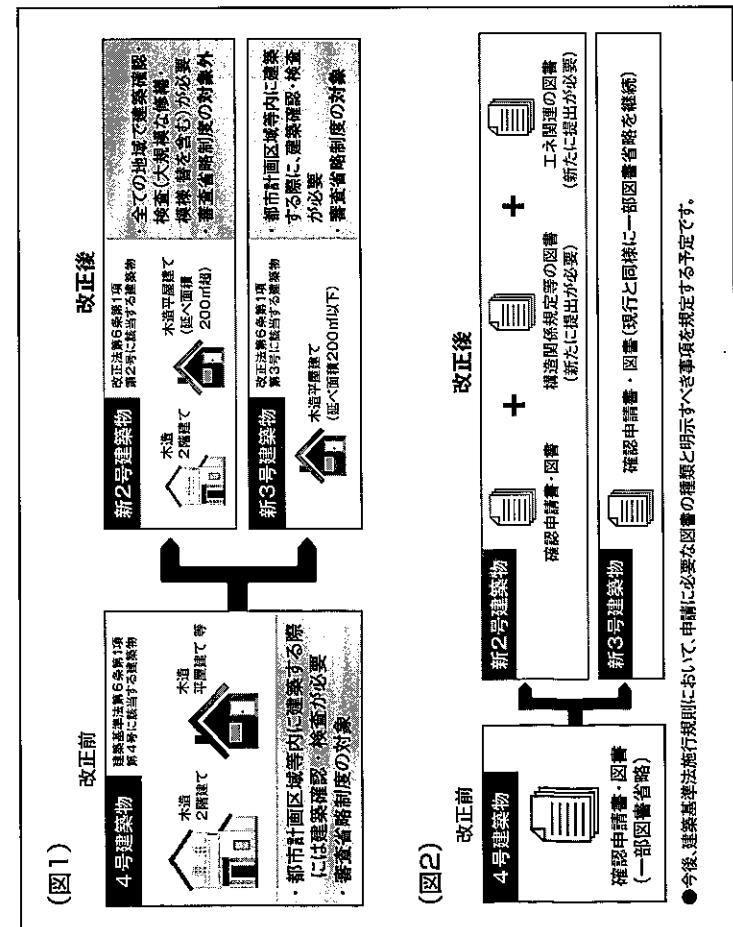
木造建築物の建築確認が見直しがあります

建築基準法等の改正により2025年4月から、木造建築物における建築確認等の手続きが変更されます。この変更については組合員の皆さんすでに了知のうえ準備されていると思いますが、改めて変更の概要を掲載しますので確認をお願いします。

1. 建築確認・検査

「審査省略制度」の対象範囲が変わります(図1)

- * 「審査省略制度(4号特例)」とは建築基準法第6条の4にもとづき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物で建築士が設計を行う場合には構造関係規程等の審査が省略される制度です。
- * 「2階建て」であれば、延べ面積にかかわらず新2号建築物に該当します。
- * 平屋であっても、延べ面積が200m²を超える新2号建築物に該当します。
- * 建築基準法第7条の6により、新2号建築物は、完了検査に合格しなければ使用できません。
- * 新2号建築物は「都市計画区域外」でも建設確認申請が必要となります。
- * 従来、建築士の設計の場合は構造審査等が省略されていましたが、新2号建築物はすべての項目の審査が必要となり、同時に省エネ性能の審査も加わります。
- * また完了検査でも構造関係、省エネ関係の現地確認、証明書等の審査が必要です。



全建総連 第65回定期大会開催される

10月23日から25日に神奈川県横浜市「パシフィコ横浜」で開催されました。

今回の法律改正によるものではありませんが、延べ面積100m²を超える建築物で大規模なりフォームを行なう場合は

建築士による設計・工事監理が必要ですので留意してください。

取り扱いの変更は施工日(2025年4月1日)以後に工事に着手するも

大規模なりフォームは建築基準法の大規模の修繕等に該当する、建築物の主要構造部

確認が必要な建築工事は、建築確認の確認済証交付後でしか着手できません。

第65期運動方針では、①初日は議長等大会役員選任、

②2日目は社会保障対策、労働対策、賃金対策、税金対策、住宅対策、技術対策、組織、教育、財政の各専門部に分かれて分科

会を開催し、専門部ごとに活発な討議を行い、いずれの分科会でも執行部提出の方針案が承認されました。

最終日は各分科会からの報告が行われた後、第65期の運動方針・予算案が採択され、本定期大会は大幅な賃金・単価の引上げ、処遇改善、担い手の確保・育成に向けた運動をさらに大きく前進させていくための新たなスタートであり、要求実現に向

け運動を展開していくことを確

認しました。

この後の大会表彰では、本県からは県連参与の舟川正範氏(黒部支部)が表彰され、新役員の選出では、前任の中央執行委員長、書記長、書記次長の退任にともない、新たに中央執行委員長には鈴木貴雄氏(全建委員長)、書記長には小倉範之氏、書記次長には松尾慎一郎氏と西雅史氏が、本県からは引き継ぎ、根塚会長が中央執行委員に選出されました。

3日間の大会の最後にあたり、参加者全員による団結ガングバル三唱を唱和して大会を終了しました。



▲表彰を受ける舟川参与



発行所	一般社団法人富山県建築組合連合会
事務所	富山市西荒屋25-4
電話番号	076-428-8255
発行責任者	根塚 三起生
編集責任者	広報委員会

No.220
令和6年
10月31日

2. 確認申請の際に構造等の審査が必要になります(図2)

* 新2号建築物は、構造等の審査が必要なため、構造関係の図面・計算書が必要になります。

* 法改正により省エネ性能の審査が必要なため、新2号建築物は仕様をしめす図面や省エネ適合性判定済通知書等添付する必要があります。

3. 木造戸建の大規模なリフォームは建築確認手続きが必要になります

* 新2号建築物で行われる大規模なりフォームで2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続きが必要です。

* 大規模なりフォームは建築基準法の大規模の修繕等に該当する、建築物の主要構造部

壁、柱、床、はり、屋根等)について行なう過半が改修等を指します。

* キッチン、トイレ、浴室等の水回りのリフォーム、バリアフリー化のための手すり、スロープの設置工事等は対象外です。

* 今回の法律改正によるものではありませんが、延べ面積100m²を超える建築物で大規模なりフォームを行う場合は

建築士による設計・工事監理が必要ですので留意してください。

4. 2025年4月に施行予定です

* 取り扱いの変更は施工日(2025年4月1日)以後に工事に着手するものに適用されます。

* 確認が必要な建築工事は、建築確認の確認済証交付後でしか着手できません。

* 第65期運動方針では、①初日は議長等大会役員選任、

②2日目は社会保障対策、労働対策、賃金対策、税金対策、住宅対策、技術対策、組織、教育、財政の各専門部に分かれて分科

会を開催し、専門部ごとに活発な討議を行い、いずれの分科会でも執行部提出の方針案が承認されました。

最終日は各分科会からの報告が行われた後、第65期の運動方針・予算案が採択され、本定期

大会は大幅な賃金・単価の引上げ、処遇改善、担い手の確保・育成に向けた運動をさらに大き

く前進させていくための新たなスタートであり、要求実現に向

け運動を展開していくことを確

認しました。

3日間の大会の最後にあたり、参加者全員による団結ガングバル三唱を唱和して大会を終了しました。

こくみん共済COP(全労済) 共済研修会開催される

こくみん共済COP共済の共済事務に関する研修会が、8月28日(水)に各支部から事務担当者20名が出席し、県連2階会議室で開催されました。研修会の開催にあたり山本浩一広報委員会委員長から開会挨拶を受け、こくみん共済COP富山推進本部富山支所の水野紗恵氏よりスクラム共済、任意共済の2024年7月末の加入者数、昨年1年間の当県連組合会員への共済金の支払状況の報告、契約の更新と新規加入に関する手続きおよび各種共済の内容などについて講習を受けました。

●共済加入状況(2024年7月末現在)

(単位:円)				
●共済加入状況(2024年7月末現在)				
種別	共済名	件数	備考	前年額
任意共済	スクラム共済	3,808		3,881
	住まいの共済	125	141	
	自然災害共済	48		51
	交通安全共済	64		83
	終身共済	2	2件	
	個人長期共済	14		15
こくみん共済	こくみん共済	56		62
	マイカー共済	101		95

(単位:円)				
●共済支払状況(2023年8月～2024年7月)				
種別	共済名	件数	支払金額	備考
任意共済	スクラム(火災)共済	57	1,300,000	
	交通災害共済	2	16,000	入院・通院
	小計	59	1,316,000	
	火災・自然災害共済	17	713,900	地震・雪崩・風災
	こくみん共済	2	513,000	病気入院
	総合医療共済	0	0	
個人セイめい共済	個人セイめい共済	0	0	
	マイカー共済	5	917,169	対物・車両
	小計	24	2,144,069	
	合 計	83	3,460,069	

(単位:円)				
●共済支払状況(2023年8月～2024年7月)				
種別	共済名	件数	支払金額	備考
個人セイめい共済	慶弔(火災)共済	57	1,300,000	
	交通災害共済	2	16,000	入院・通院
	小計	59	1,316,000	
	火災・自然災害共済	17	713,900	地震・雪崩・風災
	こくみん共済	2	513,000	病気入院
	総合医療共済	0	0	
個人セイめい共済	個人セイめい共済	0	0	
	マイカー共済	5	917,169	対物・車両
	小計	24	2,144,069	
	合 計	83	3,460,069	

賃金実態調査結果について

賃金実態調査は全建総連が組員の労働実態を把握し、国会や関係省庁への陳情、要請活動における基礎資料とすること等を目的に毎年、全国の組合員を対象に実施しているものです。本県では從来、2年に一度、常総会で令和6年度の建築大工基準賃金を引き上げたことを考慮し、昨年に続き調査をお願いしましたところ、1,683人の組合員より回答いただきました。

調査結果の概要是別記のとおりであり、労働時間については前年と変わらず、賃金等に関しては上がったことが見て取れます。調査結果の上昇分とほぼ相殺されているのが実態です。建設業を巡る情勢は、建設業法等が改正され賃賃・賃金など

の面で建設従事者の処遇改善を目指す方向で動いています。
全建総連の「100万人署名」や本県連での建築大工基準賃金を引き上げは、一連のこの流れに沿ったものであり、本県での住宅着工件数が前年に比べ減少しているなど厳しい状況があるかもしれません。また、全体の底上げをはかるため、今一歩進めませんが、金体の底上げをはかるため、今一歩します。

また賃金実態調査についても、継続的な実態把握の観点から、当面の間、毎年実施しますので、引き続き協力いただきますようお願いします。

7.一人暮らしの11日あたりの収入・経費(単位:円、%)

区分	令和6年	令和5年	前年比
収 入	21,249	20,677	102.8
経 費	2,783	2,934	94.9
差 引	18,466	17,743	104.1

8.昨年末での年収(単位:万円、%)

区分	令和6年	令和5年	前年比
労働者	409.1	413.9	98.8
事業主	500.7	474.4	105.5
※事業主は一人前の職人への支給額	431.9	429.8	100.5

9.事業主が支払った賃金(単位:円、%)

区分	令和6年	令和5年	前年比
労働者日額	17,276	16,902	102.2
手間請職人日額	18,971	18,399	103.1
労働者月額	358,222	337,015	106.3

5.1日あたり平均労働時間(単位:時間)

区分	令和6年	令和5年	前年差
労働者	7.9	7.8	0.1
一人親方・手間受	8.0	8.0	0.0

6.労働者の賃金(単位:円)

区分	令和6年	令和5年	前年比
月給(固定給)	295,197	288,561	102.3
日 給	15,794	15,509	101.8

なつてしまい、また農家の母屋だけでなく納屋や車庫も建てなければいけないという状況で大変しかった。

最近で言えば、北陸新幹線建設に伴う住宅の移転新築。私が住む福田地区が北陸新幹線のルートにあたり、用地買収された家の移転新築を複数持つて手掛けた。どの家も用地明け渡しの期限があるため工期が重なつてしまい、また農家の母屋だけでなく納屋や車庫も建てなければいけないという状況で大変しかった。

▲S邸

本年度2回目のシニアの会パークゴルフ大会が9月25日に立山町のグリーンパーク吉峰で開催され、25名が参加しました。

昨年は11月の開催で肌寒かったことから、今年は9月の開催としましたが、当日は天気にも恵まれ、若干暑いなかで参加者が技を競い合いました。

協議終了後、成績発表、表彰式を行い、その後、同施設内の宴会場に場所を移し移し、反省会を開催し、参加者相互の親睦を深めました。

●上位入賞者(敬称略)

優 勝 富山 光夫(西高岡) スコア84
次 勝 小松 昇(射水) スコア84
3位 高木 嘉則(高岡) スコア88



となつた。現在は3代目として息子が代表取締役を務め、親子3代続く大工の工務店として営業している。

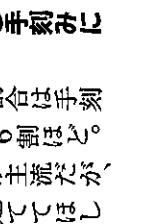
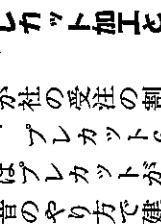
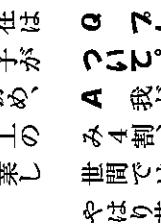
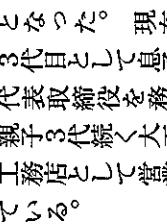
A ついで、我が社の受注の割合は手刻み4割、プレカット6割ほど。世間ではプレカットが主流だが、やはり昔のやり方で建ててほしいといふといふといふ。プレカットは手間はかかるが材料費がかかり、手刻みは材

料費よりも手間と人件費がかかる悪いメリット・デメリットがあるのではないか。お客様の希望や予算に合わせてどちらでも選べるよう丁寧な家づくりに努めている。

▲K邸

▲T邸

▲S邸



第36回住生活月間労働者住宅局長感謝状を授与されました

令和6年10月5日、香川県高松市サンメッセ香川にて令和6年能登半島地震の被災地における復旧・復興への協力に対し、国土交通省住宅局長感謝状を寄贈。建設組合連合会代表として尽力された皆様の代わりに受け取ってまいりました。石川県はもとより福井県会長と共に頂いてきました。

建築会館にお越しの際にご確



認いただければ幸いです。協力された方々には改めて感謝申し上げます。住生活月間・中央合同記念式典を今年は香川県で第36回を迎えた住生活月間功労者表彰が行なわれおり、住まいのリフォームコンクールや、家や町のコンクール優秀作品も展示され表彰もされました。

高円宮妃殿下をお迎えし、国土交通事務次官、香川県知事、高松市長ご出席のもと、国土交通大臣表彰、住宅局長表彰、令和6年能登半島地震関係として協力関係者74企業団体と仮設現地本部の個人11名、その他被災住宅の総応急修理や応急危険度判定業務に携わった各県の25団体に対し、住宅局長感謝状が一人ずつ贈呈されました。

同会場では各コンクール作品展示と住宅メカニカルや住宅機器、建築士会、設計事務所協会など

の展示が行われており日本全国での取り組みが垣間見えました。自然災害が頻繁になりつつある日本、脱炭素社会に取り組む高性能の住宅、耐震性能への注目、アスベスト関連による作業者の健康等、建設関係団体には今までとは違う段階上の基準が求められている中、働き方対策や賃金確保等、この度の感謝状受賞の後ろに見える取り組みに身が引き締まる思いがしました。

高円宮妃殿下をお迎えし、國

土産話

訪問宅でお茶よりうどんが出てくると言われるほどのうどんをはじめとする実践行動によるものです。

政府は、これから年末予算編成に向け「基本方針2024」で掲げた「少子化対策・こども政策」の財源として「徹底した歳出改革等を進める」として

厚労省より財務省に提出された2025年度国保組合関係予算は、総額2613・3億円となりました。厚労省は現段階で積算できる現行補助水準の概算要求をしていいると回答していますが、これも全国の仲間と取り組んだ「ハガキ要請行動(夏)」をはじめとする実践行動によるものです。

そこで、私たち建設国保へ

現行補助水準確保に向けた、厚労省と財務省への要求行動が引

き続き必要です。ハガキ要請行動(秋)への取り組みをお願いします。

組合員常態に大切なお知らせ文書を特定記録簿で送付しています

先にお届けした「リーフレット」において「事務連絡」していった個人番号の確認を求める文書となっています。国からの指示に基づき、国保組合が把握している加入者情報(個人番号の下4桁)を、全ての被保険者に対し送付し、誤りが無いかを確認していただけためです。

令和6年12月2日以降は、被保険者証の発行が終了となります

被保険者証の利用登録がされたマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)で医療機関等を受診していただく仕組みが基本へと移行します。

今後は、新規加入や家族追加だけでなく、住所・氏名の変更や再交付の届出に際しても、マイナ保険証の保有状況により「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を交付することになります。

●令和6年12月2日以降は、マイナ保険証となつてない方(お持ちで無い方)→「資格確認書」を交付

●マイナ保険証となつている方(お持ちの方)→「資格情報のお知らせ」を交付

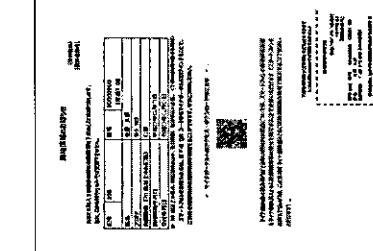
・「資格確認書」

マイナ保険証を保有していない被保険者や、保険者が認めた被保険者については、資格確認書を交付します。

様式は、保険証と同じカード型です。

なお、「資格情報のお知らせ」のみでは、受診することができません。

資格情報のお知らせ(A4の紙)



建設国保への加入、脱退の届けは、速やかに行なってください

組合員や家族の脱退など異動の届けについては、国民健康保険法施行規則で、社保等の加入日から14日以内に国保組合に行なうよう義務付けられています。なお、被保険者証は自動的に切り替わりませんので脱退の手続きが必要です。脱退届の提出が遅れ、3ヶ月を超えた場合は、保険料の返還は3ヶ月分のみとなりますのでご注意ください。

※資格喪失後に国保の被保険者証を使われた場合には、医療給付費を返還していただくことになります。

インフルエンザ予防接種の助成について

10月~12月の間に接種されたものに限り、1人2,000円を上限に助成します。(年度内1回のみ)

※2回法(*)の場合は、総費用のうち2,000円を上限とします。なお、接種料が2,000円未満の場合は、その接種料が助成金額となります。

※申請は、年度末(3月末)までの提出にご協力をお願いいたします。

申請方法

- ①「インフルエンザ」と明記がある領収書の添付申請書 + 予防接種助成金申請書
- ②「インフルエンザ」と明記がある領収書の添付申請書(明細書も追加で添付)
①領収書の空いている場所に「インフルエンザ」と記入どちらかでご対応いただければ可

●申請書は地域組合の事務担当者にお問い合わせください。
●ホームページからダウンロードでもできます。
●被保険者番号ごとにまとめて記入ください。

上記①と②を、所属の地域建築組合へ提出してください。

申込の記入方法

建設国保の申請書は、1人につき2回分を記入できますが、これは、2回法(*)を想定してあるためです。(2回法については、以下参照)
1回のみ接種される場合は、2回目の日付は未記入でご提出ください。
また、2回法で予防接種を受けた場合は、必ず2回分まとめて申請してください。

*2回法について(厚生労働省より)
13歳以上の方は原則1回接種、13歳未満の方は原則2回接種を推奨されています。

マイナポータルを活用してみませんか

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスであります。マイナナンバーカードを活用することで、行政手続きをオンラインで検索・申請できたり、自分の特定個人情報(マイナンバー)を確認できたりします。

次の通院やお薬の受け取りにマイナポータルで簡便で済んでみたい。

①本人の薬剤情報、特定健診情報(40歳以上)を確認できます。

②マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。

※マイナポータルを保険証として利用するためには、ご自身で「保険証利用の登録」を行つ必要があります。

※保険証利用の登録方法や、「保険証利用の登録」がされているかどうかの確認方法は、厚労省等のホームページをご確認ください。

